

# 平成25年度 工事監査結果措置状況等通知書

別海町代表監査委員 鈴木 英世 様

通知年月日 平成26年 1月21日

別海町長 水沼 猛 ⑩

監査実施年月日 平成25年10月25日～11月11日までのうち5日間

結果報告書提出年月日 平成25年12月19日

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
	検討又は改善状況
<p>(1) 請負工事・業務委託の発注事務について</p> <p>請負工事・業務委託の発注事務については、自治法や別海町財務規則により進められているところであるが、新たな様式など作成した場合には、財務規則に追加するなどして、発注事務の共有化を図りたい。</p>	<p>補修工事等伺いの様式は、任意で公営住宅等の簡易な修繕工事に使用していましたが、道路等補修工事も同様の様式を作成したので、別海町建設工事事務取扱様式等に関する規程に、双方とも内容精査の上追加することと致したい。</p>
<p>(2) 調査設計業務委託における設計計算（設計図）の取りこぼしについて</p> <p>受託した調査設計業務委託において、設計計算がなされていない工種（例えば、水銀照明灯、遊具）が見受けられるので、調査設計業務委託段階で、設計計算（設計図）の取りこぼしのないように調査設計業務を進められたい。</p>	<p>街灯（水銀照明灯）の設計は、構造は公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房庁営繕部設備・環境課監修）に基づいており、また明るさは防犯灯の照度基準、都市公園事業設計要領（北海道建設部都市環境課）に記載されている概ね3ルクス程度を基に、対象となる公営住宅駐車場等の面積では照度計算上1灯で必要照度が確保されることから、各駐車場等に1灯配置するものとなりました。遊具の設計については、委託業務ではなく直営で設計しており、遊具メーカーの構造計算を参考に設計しております。</p>
<p>(3) 調査設計委託業務受託者に対する成績評価及び成績評定要領の作成について</p> <p>前年度で道路等の調査設計委託業務が完了し、当年度にその調査設計業務が請負工事として発注され、その施工段階において、調査設計と工事施工現場とのずれが生じ、その原因が調査設計不足の場合は、前年度で実施したその調査設計委託業務受託者の成績を減点するなど厳正かつ適切な成績評価を行い、受注者の適正な選定及び指導育成を図られたい。</p> <p>また、調査設計等委託業務受託者に対する成績評価の透明性を高めるため、成績評定要領を作成されたい。</p>	<p>別海町工事関係委託業務施行成績評定要領は、平成21年4月1日から施行しており、100万円以上の委託業務は成績評定を行い、受託者に成績を通知しておりますので、今後も、受注者の適正な評価及び指導育成を図って行くこととしたい。</p> <p>なお、本要領は別海町例規類集に掲載されていないことから、内容精査の上掲載することと致したい。</p>
<p>(4) 道路排水路（排水管など）の勾配と流速について</p> <p>道路の排水路（側溝、排水管など）の設計にあたっては、排水路の勾配と流速を考慮しなければならないが、一部、最小勾配や最小流速（平均流速）が、道路排水工指針の基準に満たない箇所が見受けられる。水路勾配がゆるすぎたり流速が小さいと土砂などが堆積したり、沈下により水溜りが生じるなど好ましくない現象などがおきる（反対に流速があまり大きい場合には、水路の内面が磨耗し管きよなどを損傷する）ので、特別の場合（既設への接続など）を除いて、道路排水工指針に準じ、最小勾配と最小流速（平均流速）を下回らないことを考慮して排水路（排水断面）の設計をされたい。</p>	<p>道路の縦断排水管の設計にあたっては、道路事業設計要領（北海道建設部監修）及び道路土工要綱（日本道路協会発行）に記載されている「管勾配は、沈殿物が堆積しないよう0.3%以上とすることが望ましい。また、流速は0.8～3.0m/secを目安とする。」基準に基づいて設計しております。本年度の市街地整備事業（改良舗装工事）は12路線あり、9路線は縦断排水管で排水処理されている状況です。この内2路線については、管勾配が0.2%で流速0.6m/sec程度となっており、また7路線については、管勾配は0.3%で基準を満たしていますが、流速は0.6m/s程度で基準を満たしていません。管勾配が緩くなった理由としては、流末部の高さが決まっており、基準にあった排水勾配がとれない事によるものです。北海道としては、勾配を主として考えており、流速を目安（主と考えると勾配が急になり、建設費が割高になる）としています。本町もこれに従って管底勾配を主に、流速を目安として設計しております。</p>